

# 被害をおさえるために!

長瀬町災害対応ガイドブック(ハザードマップ)保存版  
本書にはハザードマップの他に災害に関する各種情報が盛り込まれています。日頃から目を通し、災害に対する知識を深めていきましょう。



4. 避難情報等について  
令和3年5月20日施行の災害対策基本法一部改正により、「避難勧告」が廃止され「避難指示」に一本化されるなど、避難情報の発令の仕方が大きく変わりました。町でもこれに合わせ、次の表

1. 地震への備え  
地震が発生したとき、被害を最小限におさえるためには、一人ひとりがあわてず適切な行動をすることが極めて重要です。そのためには、皆さんに地震について関心を持ち、いざというときに落ち着いて行動できるように、日ごろから地震の際の心構えを身につけておくことが大切です。

## あなたを守る次の行動

- まずは落ち着いて身の安全を
- あわてず冷静に火災を防ぐ
- 壊ぎわや、がけに近寄らない
- 避難は徒步で、持ち物は最小限に
- 正しい情報の入手を
- 協力しあつて応急救護を
- 協力しあつて救出活動を
- 路上に車を置くときは、鍵をつけたままで

\* 災害対応ガイドブック(ハザードマップ)は、役場総務課で配布しています。ぜひ利用ください。

## 1. 地震への備え

6月から10月にかけては「出水期」と呼ばれ、梅雨前線や台風の影響により、大雨となることが多く、令和元年台風第19号(令和元年東日本台風)の際は、当町でも住宅や道路等に被害が発生しました。気象情報等に十分注意し、早めの対応を心がけることが大切です。

## あなたを守る次の行動

- 気象情報や県災害情報メールなどの情報に注意
- テレビアンテナの支線補強
- 煙突の支持補強や屋根の破損箇所の確認
- 窓などの破損防止
- 飛ばされる物、破損する物の固定・移動
- 庭木などの固定
- 排水溝の清掃・整備

### ●ダムの放流警報にご注意ください●

上流の大河などで、やむを得ずダムにたまつた水を流す場合があります。このときは、サイレンや放送でお知らせします。

川の水が急に増えることがありますので、サイレンが鳴ったら落ち着いて川から離れてください。

また、局地的な集中豪雨などにより、サイレンが鳴らずに、川の水が急に増えることもありますので、雷の音が聞こえたら、すぐに川から離れてください。

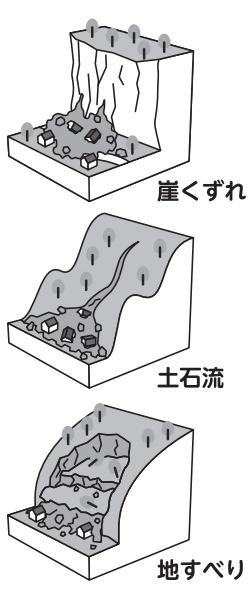
\* 放流警報設備：親鼻橋から白鳥橋までの間に6箇所設置されています。

## 2. 台風・大雨への備え

梅雨前線や台風の影響により、大雨となることが多く、令和元年台風第19号(令和元年東日本台風)の際は、当町でも住宅や道路等に被害が発生しました。気象情報等に十分注意し、早めの対応を心がけることが大切です。

## あなたを守る次の行動

- 県では土砂災害警戒区域の指定のため基礎調査を実施して、土砂災害のおそれのある区域などを指定しています。  
既に、町内全域の各地区で、土砂災害警戒区域131箇所及び土砂災害特別警戒区域116箇所が指定されています。  
② 土砂災害発生の危険度が高い地区には、避難勧告などが発令される場合があります。(避難勧告などは、夜間でも発令する場合があります。  
最新の情報収集に努めてください。)
- ③ 土砂災害警戒情報などが発表されていないなくても、斜面の状況には常に注意を払い、普段とは、異なる状況に気がついた場合には、直ちに周りの方と安全な場所に避難するとともに、役場や秩父消防署北分署、秩父警察署に連絡してください。



す。家や職場の周囲は安全ですか。危険な場所を点検し、防災情報を収集するなど日頃の備えを万全にし、いざとなったら、早めの避難を心がけることが大切です。

① 県では土砂災害警戒区域の指定のため基礎調査を実施して、土砂災害のおそれのある区域などを指定しています。  
既に、町内全域の各地区で、土砂災害警戒区域131箇所及び土砂災害特別警戒区域116箇所が指定されています。  
② 土砂災害発生の危険度が高い地区には、避難勧告などが発令される場合があります。(避難勧告などは、夜間でも発令する場合があります。  
最新の情報収集に努めてください。)

## あなたを守る次の行動